

令和5年第8回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和5年8月17日(木)

午前9時開会

市役所3階305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 議案第42号 京田辺市教育支援センター設置要綱の制定について
- 5 日程第3 議案第43号 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について
- 6 日程第4 協議 令和4・5年度継続施行(仮称)学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更契約について
- 7 日程第5 協議 令和5年度京田辺市一般会計補正予算(第4号)(案)について
- 8 閉会宣告

令和5年第8回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R05/07/20 ~ R05/08/17

1. 教育行政報告

7月

20日 (木)	1学期終業式	各幼・小・中
21日 (金)	防災会議	中央公民館
24日 (月)	第2回山城教科用図書採択地区協議会	八幡市役所
25日 (火)	市立幼稚園教育研究会 夏季研修会	中部住民センター
28日 (金)	同志社大学サイエンスアカデミー	同志社大学
31日 (月)	第36回全国小学生ハンドボール大会 京田辺市出場チーム結団式	中央体育館

8月

2日 (水)	市立中学校近畿大会出場表敬訪問 綴喜地方教育委員会連合会総会・研修会	コミュニティホール 宇治田原町
3日 (木)	第36回全国小学生ハンドボール大会 (～8/6)	中央体育館他
4日 (金)	京都府市町村教育委員会連合会 三役会・予算要望	府庁
5日 (土)	市平和展 (～8/11)	コミュニティホール
9日 (水)	経営会議 市立中学校全国大会出場表敬訪問	403会議室 403会議室
11日 (金)	市平和のつどい	中央公民館
17日 (木)	第8回 教育委員会定例会	305会議室

議案第42号

京田辺市教育支援センター設置要綱の制定について

京田辺市教育支援センター設置要綱を別紙のとおり定める。

令和5年8月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育支援センターを設置するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものである。

京田辺市教育支援センター設置要綱の制定について

1 趣旨

本要綱は、不登校の未然防止と不登校児童生徒の社会的自立に向け、不登校支援の充実を図るため、京田辺市教育支援センターを設置するに当たって、必要な事項を定めるもの。

2 要綱概要

(1) 名称及び位置

京田辺市教育支援センター

京田辺市田辺中央四丁目3番地3 京田辺市商工会館（CIKビル）内

(2) 開設時間

午前9時～午後4時30分

(3) 休業日

- ・ 土・日曜日
- ・ 祝日
- ・ 8月10日～8月16日
- ・ 12月29日～1月3日
- ・ 3月25日～4月6日

(4) 事業内容

- ・ 不登校を未然に防止するための取組全般に関すること。
- ・ 不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談（訪問支援を含む。）に関すること。
- ・ 不登校児童生徒に対する学習支援等に関すること。
- ・ 学校における不登校支援及び教育相談に係る指導・助言に関すること。
- ・ 学校、保護者及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ その他教育支援センターの設置目的を達成するために必要と認められること。

(5) 職員

- ・ センター長その他必要な職員を置く。
- ・ センター長は、こども・学校サポート室指導主事をもって充てる。

3 施行日

令和5年8月25日から施行する。

京田辺市教育支援センター設置要綱（案）

（設置）

第1条 不登校の未然防止並びに不登校児童生徒及びその保護者への支援の充実を図るとともに、教育に関する相談に適切に応じるため、京田辺市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 京田辺市教育支援センター
- （2） 位置 京田辺市田辺中央四丁目3番地3 京田辺市商工会館内

（開設時間及び休業日）

第3条 教育支援センターの開設時間及び休業日は、次のとおりとする。

開設時間	休業日
午前9時から午後4時30分まで	<ol style="list-style-type: none">（1） 日曜日及び土曜日（2） 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（3） 8月10日及び8月12日から8月16日までの日（4） 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日（5） 3月25日から4月6日までの日

2 教育長が必要と認めるときは、前項に規定する開設時間及び休業日を変更することができる。

（事業内容）

第4条 教育支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 不登校を未然に防止するための取組全般に関すること。
- （2） 不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談（訪問支援を含む。）に関すること。
- （3） 不登校児童生徒に対する学習支援等に関すること。
- （4） 学校における不登校支援及び教育相談に係る指導・助言に関するこ

と。

- (5) 学校、保護者及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他教育支援センターの設置目的を達成するために必要と認められること。

(職員)

第5条 教育支援センターに、センター長その他必要な職員を置く。

2 センター長は、教育相談担当課に属する指導主事をもって充てる。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月25日から施行する。

議案第43号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、次の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年8月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員の任期が令和5年8月24日付で満了となることから、別紙の者に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年8月25日から令和7年8月24日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
社会教育の関係者	久保 佳子	社会教育委員

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
久保 佳子	社会教育の関係者	R5. 8. 25～ R7. 8. 24	委嘱	再任	
原田 隆史	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		会長
島谷 千織	家庭教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		副会長
村木 美紀	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
森崎 亮子	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
古田 直樹	社会教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
木崎 房	学校教育の関係者	R5. 6. 19～ R7. 6. 18	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和30年田辺町条例第6号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

(分室)

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

(職員)

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

(利用者の秘密を守る義務)

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行)

附 則 (平成14年7月10日条例第22号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

協議

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更契約について

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更について、別紙のとおり協議する。

令和5年8月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（協議理由）

本件は、令和4年12月22日に締結した令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更について、国の公共工事設計労務単価等が見直されたことに伴い、契約金額に変更（増額）が生じたため、別紙のとおり協議するものである。

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事
請負契約の一部変更契約について

1 契約の目的

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事

2 契約の金額

(1) 変更契約金額（変更後の総契約金額） 2,619,634,600円

(2) 変更による増額金額 135,287,900円

3 契約の相手方 村本・大和土木特定建設工事共同企業体

代表者 住所 京都市中京区御池西洞院東入橋之町741番地3

氏名 村本建設株式会社 京都営業所

所長 永市 大吾

構成員 住所 京田辺市薪小欠1番57

氏名 大和土木株式会社

代表取締役 木村 雄一

4 変更概要

労務単価や資材単価の著しい変動（インフレーション）により、令和5年2月に国の公共工事設計労務単価等が見直されたことに伴い、契約金額に変更（増額）が生じたもの。

協議

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）（案）について

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）（案）について協議する。

令和5年8月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（協議理由）

本件は、令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）を編成するにあたり、教育に関する部分について、教育委員会に意見を求めるものである。

1 令和5年度一般会計補正予算第4号 教育関係予算

(単位：千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正要求額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	7,134,864	7,114,264	20,600	0.3	
教 育 総 務 費	514,254	512,390	1,864	0.4	
教育委員会費	3,964	3,964	-	0.0	
事務局費	379,889	378,025	1,864	0.5	
情報教育推進費	130,401	130,401	-	0.0	
小 学 校 費	1,688,407	1,672,069	16,338	1.0	
学校管理費	821,122	804,784	16,338	2.0	
教育振興費	82,624	82,624	-	0.0	
学校建設費	784,661	784,661	-	0.0	
中 学 校 費	3,415,811	3,415,811	-	0.0	
学校管理費	190,669	190,669	-	0.0	
教育振興費	61,774	61,774	-	0.0	
学校建設費	3,163,368	3,163,368	-	0.0	

幼稚園費	912,099	912,099	-	0.0	
幼稚園管理費	524,689	524,689	-	0.0	
教育振興費	379,610	379,610	-	0.0	
こども園建設費	7,800	7,800	-	0.0	
社会教育費	604,293	601,895	2,398	0.4	
社会教育総務費	401,487	401,487	-	0.0	
公民館費	46,031	46,031	-	0.0	
図書館費	79,656	77,258	2,398	3.1	
留守家庭児童会 育成事業費	77,119	77,119	-	0.0	

2 令和5年度一般会計補正予算第4号 内訳

No	項	目	事業名	予算額 千円	内容	所属
1	教育総務費	事務局費	共同学校事務室設置事業	1,864	学校事務の効率化を図るため、「共同学校事務室」を設置するもの。複数の学校事務を共同で処理することにより、学校間の事務の標準化、備品などの共同購入による調達コストの削減を目指す。	学校教育課
2	小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	12,606	小学校体育館屋根防水シート修繕（草内、薪、普賢寺）ほか、小学校施設及び設備の追加修繕に伴うもの。	学校教育課
3	小学校費	学校管理費	小学校施設整備事業	3,732	小学校電気設備改修工事（桃園）に係る工法の変更及び資材の物価高騰等に伴うもの。 小学校用地拡張（三山木）に係る再鑑定に伴うもの。	学校教育課
4	社会教育費	図書館費	図書館電気設備改修事業	2,398	中央図書館の電気設備の改修（高圧気中開閉器関連機器交換）に伴うもの。	社会教育課 （中央図書館）

5教総第284号の3
令和5年7月28日

京田辺市教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

子どもの教育のための総合交付金の交付内示について（通知）

令和5年度子どもの教育のための総合交付金について、子どもの教育のための総合交付金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり内示します。

記

1 交付内示額

市町村特色枠 12,002,000 円

重点支援枠 13,139,000 円

※交付対象事業等については、別添のとおり

2 交付条件

(1) 交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の理由によって、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。

(2) 交付決定を受けた金額が、交付内示額に達しない場合においても異議がないこと。

3 その他

次年度以降の交付金の交付を担保するものではありませんので、御留意願います。

担 当	総務企画課企画広報係
電 話	075-414-5707

子どもの教育のための総合交付金 採択事業一覧

市町村等名	種別	事業名	内示額
京田辺市 教育委員会	市町村	小学校水泳授業民間委託	9,348
		学校における医療的ケア児支援体制整備事業	874
		デジタル教材みんなの学習クラブ情報システム等使用料	1,465
		学校給食防災啓発事業	315
	重点	学校特色化事業（京田辺市立培良中学校特色化事業）	5,280
		教育支援拠点整備事業	7,859
京田辺市 採択計			25,141